ロ　電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法	ロ　磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二　［略］	二　［同上］
（清算人が提出する電磁的記録）	（電磁的記録による決算書類の提出）
第六十九条　法第四十八条第一項において準用する保険業法第百七十六条（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第六十九条**　法第四十八条第一項において準用する保険業法第百七十六条（決算書類等の提出）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第五条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
（免許申請書に添付すべき電磁的記録）	（免許申請書に添付すべき電磁的記録）
第一条の三　法第百五十六条の二十四第四項において準用する法第八十一条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、電磁的記録媒体（法第十三条第五項に規定する電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第一条の三**　法第百五十六条の二十四第四項において準用する法第八十一条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下この条において「日本産業規格」という。）X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。
［項を削る。］	2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、日本産業規格X六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格X〇六〇五に規定する方式
	3　第一項の電磁的記録には、日本産業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　申請者の商号 二　申請年月日
備考　表中の［　］の記載は注記である。	［項を削る。］

（金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融機関の合併及び転換の手続等に関する内閣府令（昭和四十三年大蔵省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（吸収合併存続銀行の事後開示事項）	（吸収合併存続銀行の事後開示事項）
第九条　法第三十二条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	**第九条**　［同上］
［一～四　略］	［一～四　同上］
五　法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録（法第二十一条第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）	五　法第三十四条第一項の規定により吸収合併消滅協同組織金融機関が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
［六・七　略］	［六・七　同上］
（電磁的記録）	（電磁的記録）
第二十条　法第二十一条第一項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。	**第二十条**　法第二十一条第一項（法第五十八条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第七条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。